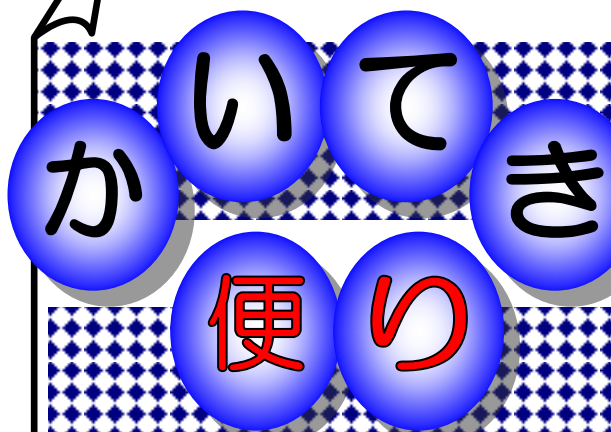


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



お知らせ

- ・令和6年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業の交付申請受付開始！
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・令和6年度施設職員向け福祉用具講習会(第2回集合型講習会)を開催します！
- ・令和6年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業のご案内
- ・介護サービス事業者経営情報の報告についての制度が始まります。
- ・新規指定申請は原則、「電子申請・届出システム」での受付になります。
- ・令和7年3月31日に経過措置が終了する事項を確認ください
- ・老健空床情報検索システムをご活用ください！
- ・西多摩特養ガイドをご活用ください！
- ・4,000所が活用している「福祉サービス第三者評価」のご紹介
- ・〆切間近！<新規事業>介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の交付申請の受付は12月27日まで！
- ・「令和6年度 次世代介護機器オンライン展示会」を開催します！【申込み締切12月20日(金) 参加費:無料】

令和6年12月1日発行 第245号

お知らせ

○令和6年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業の交付申請受付開始！

1 概要

介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所(以下、「事業所」)が、介護福祉士養成施設または日本語学校の留学生を雇用し、学費等を給付した場合に、経費の一部を補助します。

2 補助対象事業所

下記の介護保険サービスを提供する都内の事業所

※ 国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。

※ 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

サービス名			
通所介護	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)通所リハビリテーション
(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護
介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	

3 補助対象事業所の要件

日本語学校又は介護福祉士養成施設に通う留学生を令和6年度内に1か月以上雇用する事業所で、一定の要件を満たす場合には本補助金の対象となります。

※詳細については下記の URL から東京都福祉保健財団 HP を参照

4 補助対象経費（補助基準額）☆居住費のみの申請も可能です！

(1)居住費（年額60万円）←今年度より年額 60 万円に増額！

家賃(賃料、共益費(管理費))など

(2)入居にかかる初期費用(5万円)←今年度より対象経費に追加！

引越し代、礼金など

(3)学費（月額5万円）

介護福祉士養成施設または日本語学校の学則で定める学費(学生納付金)、教科書代、
ユニホーム代など

(4)入学準備金（20万円）

介護福祉士養成施設の入学金

(5)就職準備金（20万円）

介護業界を含む福祉業界への就職セミナー等に要した参加費・交通費

(6)国家試験受験対策費用（4万円）

介護福祉士国家試験対策模擬試験及び介護福祉士国家試験の受験費用

※上記(3)は介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象

※上記(4)(5)は介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

※日本語学校の場合は、卒業日前の引き続く1年以内の経費が対象

5 補助率

補助率1/2

6 交付申請受付期間（予定）

令和6年12月上旬～令和7年1月中旬

7 問合せ先

～本補助金に関することは、公益財団法人東京都福祉保健財団までお問い合わせください～

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL:03-3344-8627（月曜日～金曜日 9:00～17:30）

HP:https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/r_hozyokin/

※要綱や補助金申請に係る手引き、交付申請関係書類等は上記ホームページに掲載しております。事業の詳細（補助要件等）は、そちらをご確認ください。なお、予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎**高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法**

◎**周囲の方の『高齢者見守り』のポイント**

◎**被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)**

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブの他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2024年4月1日から2025年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【 注意喚起情報 】

海産物の電話勧誘トラブルに注意

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen495.html

(10月24日 国民生活センターより発表)

重大な事故につながるおそれも！長期使用の石油ファンヒーター

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen496.html

(10月31日 国民生活センターより発表)

【 情報提供 】

高齢者被害特別相談を実施しました

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kekka/r6_1025.html

(10月25日 東京都消費生活総合センターより発表)

○令和6年度施設職員向け福祉用具講習会(第2回集合型講習会)を開催します！

(公財)東京都福祉保健財団では「ヒヤリハット事例を交えたリスク管理の重要性と福祉用具を使った安全で質の高いケア」をテーマに、福祉用具講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

1 内容

介護スタッフの腰痛問題について解説した上で、福祉用具を使用した移乗等の実演を行いながら、安全で質の高いケア、福祉用具選定のポイント等を講義する内容となっています。

また、ヒヤリハット事例を交え、福祉用具の事故リスク管理の重要性について理解を深めていただきます。

2 受講対象

都内介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の職員等

3 講習日程

令和7年2月19日(水曜日) 13時00分～16時00分

4 講師

伊藤 勝規 氏

(NPO法人とちぎノーモライゼーション研究会 理事長、福祉用具プランナー研究ネットワーク 副代表、福祉用具プランナー管理指導者)

5 講習会場

たましん RISURU ホール(立川市市民会館) ※JR 中央線「立川駅」徒歩13分 等

6 定員

140名

7 受講料

無料

8 申込期限

令和7年2月7日(金曜日)まで

9 申込方法

財団ホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記アドレス宛にメールにて申込書をお送りください。

財団 HP: https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shisetsu/

申込専用アドレス: yougumoushikomi@fukushizaidan.jp

【お問い合わせ】

(公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

TEL 03-3344-8514

○令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

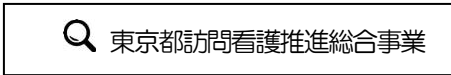
お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和6年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。


【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)



<R6年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項が発表された場合は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡のうえ、合格又は受講決定通知を受領後、速やかに申請してください。 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000r5a0MAA Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1月31日(金) 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000pSPOMA2 Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。 9月から新たに教育ステーションとして5ステーションが追加されました。 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouiku.html
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進・基礎実務・経営安定コース 受付終了しています。 (2) 看多機実務研修コース 受付終了しています。

	<p>いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都立大学に委託して実施します。</p>	<p>12月までの研修の申し込みを開始しています。 テーマ「循環器系疾患のアセスメントと報告」 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/</p>
	<p>訪問看護オンデマンド研修の動画公開中</p>	<p>令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！</p> <p>https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE</p>  <p>※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。</p>

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL 03-5320-4216
公用携帯 03-5000-7560

○介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業のご案内

お知らせ

東京都では、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的として、今年度も本事業を実施いたします。ただいま、申請の受付を行っておりますので、ご案内いたします。

1 介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

(1)事業概要

原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用(高騰相当分)に対し、一定額の支援金を交付します。

(2)対象サービス(地方公共団体が設置したものは除く。)

① 通所系介護サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

② 訪問系介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援

2 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金

(1)事業概要

物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を交付します。

(2)対象施設(地方公共団体が設置したものは除く。)

・介護老人福祉施設(定員 29 名以下は除く。)

・介護老人保健施設

・介護医療院

・養護老人ホーム

・軽費老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く)

3 申請期間

申請フォーム: **令和6年12月25日(水曜日)まで**

4 お問い合わせ先

東京都介護サービス事業所等物価高騰支援金事務局

電話:03-6380-8587

(受付時間:9:00-18:00(土日祝及び年末年始(令和6年12月30日から令和7年1月3日)を除く)

[事業の概要、申請方法等詳細については事務局ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。](#)

[さい。](#)

(介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業について)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kaigo_bukkakoutou.html

(特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業について)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/bukkakoutou.html>

○介護サービス事業者経営情報の報告についての制度が始まります。

お知らせ

令和6年4月に、介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度が創設されました。本制度では、原則として全ての介護サービス事業者が、厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））を通じて経営情報を都道府県に報告し、国や都道府県は収集した情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することとされております。

本制度の報告に向けての現時点での今後のスケジュールは、以下のとおりです。

令和6年11月末	報告システムにおける操作方法のマニュアル・動画の公表
令和7年1月以降	報告システムの運用の開始、令和6年度分報告の開始
令和7年3月末	令和6年度分（初年度分）報告〆切

1 報告の対象となる介護サービス事業者

法第115条の44の2第2項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものですが、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告は不要です。

※ 居宅療養管理指導、介護予防支援は報告対象外です。

- ① 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（介護報酬）が100万円以下である者
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

2 報告の単位

介護サービス経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとしませんが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとします。

3 介護サービス事業者が報告する方法

報告は、厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により行うものとします。本システムの運用開始は令和7年1月以降の予定です。

報告にあたってはG Biz ID（g Biz IDプライム）のアカウント取得が必要となります。原則2週間以内でアカウントが取得できますが、早めのアカウントの取得をお願いいたします。また、オンライン申請の場合、法人種別によってオンライン申請が受け付けられない場合がございますので、ご注意ください。G Biz IDについては、以下のURLのページをご参照ください。

<デジタル庁ホームページ>

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



- ・ IDの申請は事業者（法人）単位で行っていただきます。
- ・ 申請には印鑑証明書（原本）が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、申請書の提出締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。

4 報告期限

報告期限は、報告を行う介護サービス事業者の毎会計年度終了後3月以内です。ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和7年3月31日までとします。

<例> 会計年度 令和5年4月～令和6年3月 ⇒ 報告期限 令和7年3月31日
令和6年1月～令和6年12月 ⇒ 報告期限 令和7年3月31日
令和6年2月～令和7年1月 ⇒ 報告期限 令和7年4月30日

※ 以降、原則どおり毎会計年度終了後3月以内

なお、法令等により定められている会計監査に時間を要することにより、3か月以内の報告ができない場合については、監査終了後早急に提出することで差し支えありません。

5 お問い合わせ

<G ビズ ID に関すること>

G ビズ ID ヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

<報告システム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））に関すること>

令和7年1月以降に厚生労働省より問い合わせフォームが設置される予定ですので、今しばらくお待ちください。

<本制度に関すること>

東京都に報告を行う事業者による本件に係るお問い合わせについては、東京都HP内に設置する問い合わせフォームよりお願いいたします。本フォームの設置は令和6年12月初旬を予定しております。

また、本制度の詳細については、以下の厚生労働省 HP に掲載されていますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

<厚生労働省ホームページ>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

○ 新規指定申請は原則、「電子申請・届出システム」での受付になります。

お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。

新規指定申請については、原則として「電子申請・届出システム」によるオンラインでの受付となります。電子申請にあたってはGビズID、登記情報提供サービス等の事前準備が必要になりますので、新規指定申請を予定されている場合は、東京都福祉局のホームページにて詳細をご確認のうえ、お早めにご準備をお願いします。

※特に新規で法人設立する事業者におかれましては、法人設立後にGビズID、登記情報提供サービスの手続きが必要になりますので、余裕を持って準備を進めていただきますようお願いいたします。

<東京都福祉局ホームページ>

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html



(掲載箇所)東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規事業者指定手続き・研修について

1 GビズIDについて

・行政サービスにログインするための共通認証システムで、デジタル庁ホームページから申請します。

【デジタル庁ホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>



・IDの申請は**事業者(法人)単位**で行っていただきます。

・申請には**印鑑証明書(原本)が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、申請書の提出締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。**

2 登記情報提供サービスについて

・新規指定申請の添付書類のうち、登記事項証明書の提出では、登記情報提供サービスにより発行される照会番号が記載された電子データをご提出いただくため、**登記情報提供サービスの利用申し込みが必要です。**

・一般社団法人民事法務協会ホームページから申請します。

【一般社団法人民事法務協会ホームページ】 <https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



3 「電子申請・届出システム」による申請方法について

・「電子申請・届出システム」は以下の URL よりアクセスしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



・「電子申請・届出システム」の操作ガイド・マニュアルは以下の URL よりご確認ください。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true



4 お問合せ先

・GビズIDに関すること : GビズIDヘルプデスク

TEL:0570-023-797 【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問合せ可能です。 <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・登記情報提供サービスに関すること : 一般財団法人 民事法務協会

TEL:0570-020-220 【受付時間】8:30~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

Web フォームや FAX でもお問合せ可能です。 https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

・新規指定申請、電子申請・届出システムによる申請に関すること :

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

① 電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL:03-3344-7270

② 新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL:03-3344-8517

【受付時間】9:30~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

○ 令和7年3月31日に経過措置が終了する事項を確認ください

お知らせ

令和6年度介護報酬改定の改定事項のうち、経過措置が令和7年3月31日に終了する事項がございます。特に、一部の居宅サービスにおいて、業務継続計画（BCP）の策定及び身体的拘束の適正化措置を実施していない場合、令和7年4月1日より減算が適用されますので、ご確認の上、ご対応していただきますようお願いいたします。

なお、減算とならないための届出につきましては、国から詳細の連絡があり次第案内いたします。現時点では届出の受付はできませんのでご了承ください。

○業務継続計画未策定減算について

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護保険サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる必要があります。この基準を満たしていない場合は、基本報酬の100分の1が減算となります。

・令和7年4月1日から減算が適用になるサービス（訪問介護以外は予防を含む）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与

○身体的拘束廃止未実施減算について

・以下の身体的拘束の適正化のための措置が講じる必要があります。講じられていない場合は基本報酬の100分の1が減算となります。

①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

・令和7年4月1日から減算が適用になるサービス（各予防を含む）

短期入所生活介護、短期入所療養介護

○その他経過措置が終了する事項について

・通所系、短期入所系サービスの業務継続計画未策定減算に係る経過措置の終了

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行って
いれば、業務継続計画が未策定でも減算適用としない措置の終了

・重要事項の掲示に係る経過措置の終了

等について、以下のHPの「令和7年3月31日に経過措置が終了する事項について」に詳しく載っていますので、ご確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.html

東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報＞指定後の届出・手続き・通知等＞0 全サービス
共通



○ 老健空床情報検索システムをご活用ください！

お知らせ

一般社団法人東京都老人保健施設協会の設置する老健空床情報検索システムでは、入所・ショートステイ・通所リハビリテーションの空き情報と、訪問リハビリテーションを調べることができるほか、医療的管理を必要とする方の受け入れ状況や申込方法も閲覧可能ですので、ぜひご活用ください！



【URL】 <https://www.roken-tokyo.or.jp/kensaku/>

【問い合わせ先】 一般社団法人東京都老人保健施設協会事務局

電話:03-6380-4351

老健空床情報検索システム

老健 ROUKEN TOKYO 一般社団法人
とうきょう 東京都老人保健施設協会

[お問い合わせはこちら](#)

トップ ごあいさつ **施設・空床検索** 研修会案内 各部会案内 老健とうきょうブログ 広報誌 入会案内

HOME » 施設・空床検索

施設・空床検索

各種検索が可能です。

ショートステイ空き情報検索

入所 空き情報検索ショート 空き情報検索通所 空き情報検索

[詳しくはこちら](#)

入所空き情報検索

入所 空き情報検索ショート 空き情報検索通所 空き情報検索

[詳しくはこちら](#)

通所リハビリ空き情報検索

入所 空き情報検索ショート 空き情報検索通所 空き情報検索

[詳しくはこちら](#)

訪問リハビリ検索

[詳しくはこちら](#)

施設・空床検索

- ショートステイ空き情報検索
 - > ショートステイ空床情報検索 - 結果
- 入所空き情報検索
 - > 入所空き情報検索 - 結果
- 通所リハビリ空き情報検索
 - > 通所リハビリ検索 - 結果
- 訪問リハビリ検索
 - > 訪問リハビリ検索 - 結果

○ 西多摩特養ガイドをご活用ください！

お知らせ

西多摩特養ガイドでは、東京都西部(8市町村)の特別養護老人ホームについて、各施設の特徴や入所までの期間による検索ができるほか、気になる施設にその場で一括申込や資料請求をすることができますので、ぜひご利用ください！

【URL】 <https://www.nishitama.jp/>

【問い合わせ先】 西多摩特養ガイド事務局

メール: tokuyo@nishitama.jp



西多摩特養ガイド

「どこか懐かしい。そして温かい。」

西多摩地域は東京都心から西へ約60分。四季折々の自然美が心安らぐアクセス便利な別天地です。ベッドタウンとして多くの人が暮らす日常があります。そして、土地に生まれたことから、特別養護老人ホームの数が多く、23区に比べてゆとりがありまた老舗が多いのも特徴です。私たちが一緒に大きな空の下で、澄んだ空気を味わい、郡民の歳を調子源流を地く山なみを眺めながら穏やかな老後を過ごしませんか。

西多摩エリアは都心から車でも電車でも大体60分

西多摩の特養施設をご検討ください

東京都西部の8市町村(あきる野市、青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町、奥多摩町、日の出町、檜原村)には、多くの特別養護老人ホームがあります。空き状況が一目でわかる便利な西多摩特養ガイドを活用して、入所をご検討下さい。

ようこそ！西多摩へ

特養ガイド

「探せる」「選べる」「決まる」
特別養護老人ホーム探しの決定版

ご親族の方へ

「特養を探してるけど、すぐ入れるところがない」
「ずーっと待っているけど、順番が来ない」
「十分な介護ができなくなってきた」

そんなお悩みはありませんか。西多摩地域には車や公共機関でのアクセスが便利な施設もたくさんあります。ご入居者様も自然が身近な環境と澄んだ空気の中でのびのび過ごせます。ご面会の際には、ご入居者様が日々暮らす西多摩の自然美を合わせてお楽しみください。

ご紹介くださる方へ

特にお急ぎの方、困っている方、長い待機期間でご本人やご親族がお疲れの時など、私たちがお役にたてます。長年都心で暮らしてきた方でも、地方のご出身だったり、自然や旅行が好きな方はたくさんいらっしゃるでしょう。そんな方々にとって、西多摩地域は、どこか懐かしい故郷のような心休まる場所です。一方、街でお買い物等を楽しめる施設もあります。ぜひ、特養ガイドを活用し気軽にコンタクトください。

西多摩特養ガイド 検索

<https://www.nishitama.jp/>

西多摩特養ガイド事務局
tokuyo@nishitama.jp

○ 4,000 所が活用している「福祉サービス第三者評価」のご紹介

お知らせ

福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者である認証評価機関が、専門的かつ客観的に、福祉サービス事業者が提供するサービスの質を評価します。

外部の第三者が実施するので、利用者や職員の忌憚のない声を把握できます。

より良いサービスの提供を目指している事業者の皆様、「福祉サービス第三者評価」を受審し、情報サイト「福ナビ」に評価結果を掲載しませんか？

○都民が事業所選びの参考に活用しています！（令和3年度都民アンケート）

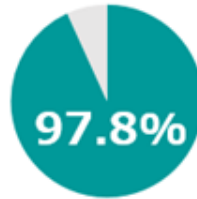
○ 福祉サービスに関心がある都民の4人に1人が「第三者評価を知っている」

そのうち、評価結果を
詳しく見た都民の



第三者評価は事業所選択に
役立った

自身又は家族が福祉サービスを
利用している都民の



利用している事業所が受審
していることは良かった

- ・ 高齢者福祉サービスの事業所では、重要事項説明で第三者評価の実施状況の説明が義務付けられています。
- ・ ケアマネージャーの83.1%が、第三者評価を業務で活用しています。（令和4年度ケアマネージャーアンケート・インタビュー）

○受審事業所の85%が有用性を実感しています！（令和4年度事業者アンケート）

- 1 受審することで内部の法令遵守意識が高められます！
- 2 事業評価の過程で経営層が職員の意識を認識できます！
- 3 利用者に対するPRになります！
- 4 人材確保に向けたPRになります！

- ・ 事業所における人材確保の一助になるよう、ハローワークでも求職者向けにリーフレット配布し、第三者評価の活用を呼びかけています。

【求職者向けリーフレット】

福祉の仕事をお探しの皆さま 事業所の特徴を知りたいなら

福祉サービス第三者評価

事業者でも利用者でもない評価機関（第三者）が評価します。結果は「とうきょう福ナビゲーション」で見ることができます。事業所選びに、ぜひ、お役立てください。

QRコード

福ナビ 第三者評価 検索

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kyokai/kyokai.htm>

東京都福祉局福祉政策課福祉政策課福祉政策課 TEL:03-5320-4035
東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人東京都福祉政策財団福祉政策課福祉政策課 TEL:03-3344-8515

【事業所向けリーフレット】

事業主の皆さま

福祉サービス第三者評価を受審すると、サービスの質の向上や事業の透明性の確保に努める事業所として、PRできます。

事業者でも利用者でもない評価機関（第三者）が評価します。

評価結果は、「福ナビ」で公表されます。
利用者調査結果、事業者の理念・方針、期待する職員像、特に関心している取り組み など

第三者評価の受審事業所は、求人申込書に記載することができます。
裏面の求人申込書の記載方法をご覧ください。

QRコード

評価結果へアクセス！
福ナビ 第三者評価 検索

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kyokai/kyokai.htm>

東京都福祉局福祉政策課福祉政策課福祉政策課 TEL:03-5320-4035
東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人東京都福祉政策財団福祉政策課福祉政策課 TEL:03-3344-8515

詳しくは、以下のHPをご覧ください。

【福ナビ 東京都福祉サービス第三者評価】

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>



福ナビから、各種パンフレット等もダウンロードしていただけます。

【問合せ先】

- ・東京都福祉サービス評価推進機構
(公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部評価支援室)
電話:03-3344-8515
- ・東京都福祉局指導監査部評価推進担当
電話:03-5320-4035



○ **×切間近！** <新規事業> 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の交付

お知らせ

申請の受付は **12月27日まで！**

令和6年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請の受付は間もなく締め切りになります。未申請の事業者におかれては、できるだけ早めにご申請ください。なお、手続方法や事業の説明動画、資料は下記リンクからご確認ください。

●掲載先(居住支援特別手当ポータルサイト)

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【交付申請受付期限】**×切間近！**

2024年12月27日(金) 17:30 まで

※ 1月には変更交付申請を受け付ける予定ですが、対象は、すでに交付決定されており、かつ補助額が不足する事業者のみとなります。これから交付申請予定の事業者におかれては、交付決定が変更交付申請の期日に間に合わず、変更交付申請できない可能性がありますので、不足がないように見込んで交付申請してください。

※ 「紙申請方式」で申請された事業者様におかれましても、今後の変更交付申請や実績報告はマイページから行っていただきます。該当の事業者には12月下旬にマイページ作成のご案内メールを差し上げますので、お手続きをお願いします。

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には、さらに1万円加算

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○「令和6年度 次世代介護機器オンライン展示会」を開催します！

お知らせ

【申込み締切 12月20日(金) 参加費:無料】

公益財団法人東京都福祉保健財団では、「次世代介護機器体験展示コーナー」で展示している次世代介護機器(※1)及び介護業務支援システムを、オンライン上でご紹介する「オンライン展示会」を開催します。関心をお持ちの都内の介護サービス事業所様は、この機会にぜひご参加ください。

※1 次世代介護機器とは、ロボット技術の応用により、利用者の自立支援や介護者の負担軽減の効果を有する機器です。

【開催日時】 ※内容は両日とも同じです。

回	日程	時間
第1回	令和7年1月16日(木曜日)	午後2時から午後3時30分まで
第2回	令和7年1月17日(金曜日)	午後2時から午後3時30分まで

【開催内容】

メーカーによる次世代介護機器の説明及び質疑応答を行い、当財団の次世代介護機器体験展示コーナーから LIVE 配信形式で機器のデモを行います。

- ・「体験展示コーナー」の紹介
- ・メーカーによる次世代介護機器・介護業務支援システムの説明
- ・次世代介護機器のデモンストレーション(LIVE 配信)
- ・質問コーナー(機器についてはメーカーから回答します)





【対象施設】

都内の介護事業所

【参加費】

無料

【展示機器】

分野	機器名	貸出企業名	紹介文	写真
移乗介護	介護用アシストスーツ J-PAS fleairy (ジェイパス フレアリー)	株式会社ジェイテクト	硬いフレーム構造を持たない衣服型アクティブタイプの腰の負担軽減のアシストスーツです。背中の制御ボックスの加速度センサーが前傾姿勢を検知し、モーター駆動の布製巻き上げ式アクチュエータで中腰作業や姿勢保持をアシストします。	
排泄支援	排泄予測デバイス DFree Professional	DFree 株式会社	下腹部装着の超音波センサーで膀胱を常時モニタリングすることで、適切な排尿ケアのタイミングを通知する排泄予測デバイス。最適なトイレ誘導で自立排泄を、最適なおむつ交換でQOL向上をサポートします。	
見守り	ライフリズムナビ®	エコナビスタ株式会社	AI搭載SleepSensorをメインに、温湿度センサー、ドアのあけしめセンサー、人感センサー、転倒検知カメラなどのオプションを用途や規模に合わせて、柔軟に組み合わせ可能なSaaS型高齢者見守りシステムです。	
介護業務支援システム	CAREKARTE	株式会社ケアコネクタジャパン	CAREKARTEは様々なICT機器とツナがり、現場の記録やプラン・請求まで介護事業の運営をトータルにサポート。モバイルで簡単入力、施設オリジナル帳票や一覧・グラフなども自由にカスタマイズが可能です。介護記録のICT化で、介護を必要としている方々と向き合う時間を更に増やすことができます。	

【参加申し込み方法】

「**介護現場改革促進等事業オンライン受付システム**」から、施設・事業所ごとにお申込みください。

(介護現場改革促進等事業オンライン受付システム:

<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>)

【申込期限】

令和6年12月20日(金曜日)まで

【募集数】

各回 50 施設程度。 1 施設 1 端末での参加となります。

【参加決定後の流れ】

参加可能な方については、下記の日程(予定)までに参加決定メールをお送りいたします。参加に必要なミーティングコード等を送付いたしますので、詳細をご確認いただき当日ご参加ください。

参加決定メール送付日(予定):令和6年12月26日(木曜日)

【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(普及推進)

TEL:03-3344-7275